

平成 26 年度

省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金

(省エネルギー型陸上輸送実証事業

(省エネルギー型トラック運送に係る

革新的省エネルギー機器の実証事業))

公募要領

平成 26 年 5 月

パシフィックコンサルタンツ株式会社

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

当社の補助金については、経済産業省が定めた省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められるものであり、当然ながら、当社としましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。従って、当社の補助金に対し交付の申請をされる方、及び、申請後に採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の事項について充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が当社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 当社から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該資産の処分制限期間(法定耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとする時は、事前に処分内容等について当社の承認を受けなければなりません。なお、当社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当社として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、当社から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

目次

I. 事業の内容	5
1. 事業の概要	6
2. 公募予算額	6
3. 補助対象事業	6
4. 補助対象事業者	6
5. 補助対象事業の要件	7
6. 補助対象となる経費	7
7. 補助対象の範囲	8
8. 補助率	9
9. 事業期間	9
1) 事業開始年月日	9
2) 補助事業者の事業完了年月日	9
10. アイドリングストップデータの報告	9
II. 事業の実施	13
1. スケジュール	14
2. 公募	15
1) 公募関連情報の提供について	15
2) 公募期間について	15
3) 交付申請について	15
3. 審査及び交付決定	15
1) 審査について	15
2) 交付決定について	15
4. 補助事業の開始～完了	16
1) 補助事業の開始について	16
2) 補助事業の計画変更等について	16
3) 中間検査・中間報告	16
4) 補助事業の完了について	16
5. 実績報告～補助金の支払い	17
1) 実績報告及び補助金額の確定について	17
2) 補助金の支払いについて	17
6. アイドリングストップデータ報告について	17
7. 『補助金の支払い』以降	17
1) 財産等の管理について	17
2) 補助金の返還、取消、罰則等について	18
8. 事業実施スキーム	18

III. 申請方法	19
1. 申請方法	20
1) 公募要領の内容確認	20
2) 申請書作成	20
3) 書類の郵送	20
2. 提出書類一覧	21
3. 申請時の書類提出と締切	22
IV. 申請書類等の様式・入力時の注意	23
1. 補助金交付申請書等様式・記入時の注意	25
1) 申請書等様式例について	25
2) 申請書等への記入について	25
2. 補助金交付申請書(様式第1)	26
3. 補助金交付申請書(様式第1)－別紙	28
4. 補助金交付申請書(様式第1)－別紙 2	30
5. 補助金交付申請書(様式第1)－別紙 3	31
6. 補助事業の実施計画書	32
7. 補助事業実績報告書(様式第9)	36
2. 補助金の交付決定番号、交付決定年月日及び交付決定額	36
3. 補助対象事業実施金額及び事業完了年月日	36
8. 補助事業実績報告書(様式第9)－別紙	38
9. 実施状況報告(総括表)	40
10. 補助事業実施状況報告書(様式第7)	42
11. 補助金精算払請求書(様式第13)	44

I. 事業の内容

1. 事業の概要

本事業は、革新的省エネルギー機器の効果を実証するため、事業用トラック(いわゆる営業用トラック)に係る事業者が行う革新的省エネルギー機器の実証事業に必要な経費を支援し、革新的省エネルギー機器によるトラック輸送の省エネルギー化のデータの取得を行うものである。

なお、提出されたデータについてはパシフィックコンサルタンツ株式会社(以下、「PCKK」という)により国へ報告し、今後の省エネルギー政策等に活用される。

2. 公募予算額

約7,000万円

3. 補助対象事業

本補助事業の補助対象事業は、事業用トラックに係る事業者が「太陽光発電アイドリングストップ機器」又は「外部給電式冷凍・冷蔵システム機器」を導入する事業とする。(具体的な要件については、「4. 補助対象事業者」以降を確認すること)

4. 補助対象事業者

以下ア、イ、ウに該当する者を対象とする。ただし、平成25年度省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネ型陸上輸送実証事業(省エネ型トラック運送に係る革新的省エネ機器の実証事業))の補助金交付を受けた車両については、対象としない。

- ア 貨物自動車運送事業者
- イ 第二種貨物利用運送事業者
- ウ リース事業者※

※ ア～イに該当する者に補助対象となる機器をリースする者に限る。この場合において、ア～イに該当する者と共同で申請すること。

ただし、次のいずれかに該当する事業者は対象外とする。

- 経済産業省からの補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている者
- 様式第1別紙3「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者(誓約事項に違反した場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことに留意すること)

5. 補助対象事業の要件

以下の性能を有する「太陽光発電アイドリングストップ機器」又は「外部給電式冷凍・冷蔵システム機器」を導入すること。

- 太陽光発電アイドリングストップ機器・・・太陽光パネル、バッテリー及びアイドリングストップ冷房機から構成され、荷台に取り付けた太陽光パネルにより発電し、バッテリーに蓄電した電力でアイドリングストップ冷房機を稼働させるものであって、太陽電池の最大出力が 450Wp 以上、かつバッテリーの容量が 140Ah 以上であるもの
- 外部給電式冷凍・冷蔵システム機器・・・①、②のいずれかに該当する機器
 - ① 外部給電システム、リチウムイオンバッテリー及び冷凍機によって構成され、外部給電により蓄電した電力で冷凍機を稼働させるものであって、リチウムイオンバッテリーの容量が 12kWh 以上であるもの
 - ② 回生ブレーキシステム、バッテリー及び冷凍機によって構成され、減速時に発生する回生エネルギーを蓄電し、その電力を冷凍機に供給するものであって、回生ブレーキシステムのモーターの最高出力が 36.0kW 以上、かつバッテリーの容量が 6.5Ah 以上であるもの

6. 補助対象となる経費

次の(A)、(B)、(C)に該当するものとする。

(詳細については、「7. 補助対象の範囲」を確認すること。)

(A) 設計費

- 補助事業の実施に必要な機器装置の設計に要する経費
(ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(B) 設備費

- 補助事業の実施に必要な機器装置の購入及び据付に要する経費
(ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(C) 工事費

- 補助事業の実施に必要な機器装置の工事に要する経費
(ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。)

※補助事業に係る調達を、補助事業者の関係会社、100%同一の資本に属するグループ企業等から実施する場合は、その補助対象経費に利益を含めることはできない。

※補助事業者が設備費等を支払う際に発生する銀行等への振込み手数料は、補助事業者負担とする。

7. 補助対象の範囲

設計費、設備費、工事費の補助対象範囲は以下のとおりとする。

区分	項目	対象範囲	
設計費		「太陽光発電アイドリングストップ機器」又は「外部給電式冷凍・冷蔵システム機器」に係る設計費。	
設備費	太陽光発電アイドリングストップ機器	太陽電池	トラックの荷台に設置するものに限る。
		太陽電池固定レール	トラックの荷台と、荷台に設置する太陽電池を固定するものに限る。
		バッテリー	容量増強用として標準に装備されているものを入れ替えるもの及び増設するものに限る。
		冷房機(室内機及び室外機)	エンジンを停止させても、稼働できるものに限る。(冷房機に係る配管を含む)
		変圧コンバーター	冷房機に繋げるものに限る。
		アダプタ	冷房機(室内機)を車内に設置するためのもの及び冷房機(室外機)を車外に設置するためのものに限る。
		接続回路Box	太陽電池とバッテリーを繋ぐもので、バッテリーへの充電をコントロールするためのものに限る。
		配線	太陽電池～接続回路Box～バッテリー間、冷房機室外機～冷房機室内機～バッテリー間のものに限る。
	①外部給電式冷凍・冷蔵システム機器(100%電気式)	バッテリー	リチウムイオンバッテリーに限る。
		電力制御装置	バッテリーに蓄電した電力を制御する装置に限る。
		格納庫	バッテリーと電力制御装置をあわせて格納できるものに限る。
		電動冷凍機	バッテリーからの電力で稼働するものに限る。
		配線	電動冷凍機～バッテリー間のものに限る。
		冷凍機コントロールパネル	バッテリーの充電量が確認できるものに限る。
		電源Box及び充電ケーブル	外部給電設備からバッテリーに給電するために必要なものに限る。
	②外部給電式冷凍・冷蔵システム機器(HV式)	モーター	発電用のものに限る。
		クラッチ	モーターとトランスミッションを繋ぐものに限る。
		インバータ	モーターで発電した電力を変換し、バッテリーに蓄電するものに限る。
		バッテリー	減速時に発生する回生エネルギーを蓄電するものに限る。
		電動冷凍機	バッテリーからの電力で稼働するものに限る。
		冷凍機コントロールパネル	バッテリーの充電量を確認できるものに限る。
電源Box及び充電ケーブル		外部給電設備からバッテリーに給電するために必要なものに限る。	
配線		モーター～インバータ～バッテリー～電動冷凍機間のものに限る。	
工事費		設備の設置と一体不可分な工事に限る	

8. 補助率

- 補助対象経費の1/2以内（1円未満切捨て）

※ただし、応募状況により、公募予算額を超える場合等には、採択された場合でも補助金額が申請額よりも減額される場合があることをあらかじめ了承すること。

9. 事業期間

1) 事業開始年月日

交付決定年月日を事業開始年月日とする。

※発注は交付決定年月日以降に実施すること。ただし、見積依頼については公募開始後から交付決定前の実施も有効とする。

2) 補助事業者の事業完了年月日

実績データをすべて取得し、かつ事業に関わる全ての支払いが完了した日を事業完了年月日とする（事業完了年月日は最も遅くて3月1日とすること）。

完了した日から起算して30日以内又は平成27年3月2日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第9）、支払領収証書（写）、総括表をPCKKに提出すること。

※PCKKは、補助事業実績報告書を受理した補助事業者から順に補助金額の確定を行うため、補助事業者は事業完了後に速やかに補助事業実績報告書（様式第9）を提出すること。

※申請時の事業完了年月日は厳守すること。遅延の場合、補助金が支払われない場合がある。なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにPCKKに連絡すること。

10. アイドリングストップデータの報告

- 事業を開始した年度（平成26年度）及び翌年度（平成27年度）のそれぞれの期間について、事業実施対象車両毎に以下のデータを提出すること。

①車両情報（登録番号・車台番号・最大積載量・車両総重量・車体の形状・燃料の種類・EMS 機器装着の有無）

②機器装着前後の実燃費データ（走行距離、燃料使用量から算出）・省エネルギー量（原油換算値：機器装着前後の燃料使用量等から算出）・省エネルギー改善率

※省エネルギー量（原油換算値）の算出方法（省エネ法の算出方法による）

◎実燃費データ

⇒実燃費(km/ℓ)・・・走行距離÷燃料使用量

◎エネルギー量(原油換算値)

⇒原油換算値(ℓ)・・・燃料使用量(ℓ)×単位発熱量(GJ/kℓ)×0.0258(kℓ/GJ)

※1単位発熱量の係数は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則別表第一に記載されている最新の係数を使用ください。

※2エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第4条の規定どおり、発熱量 1,000 万 KJ(10GJ)を原油 0.258Kℓとして換算します。

⇒走行距離1kmあたり(ℓ/km)・・・原油換算値÷走行距離

◎省エネルギー量・・・指導前のエネルギー量 - 指導後のエネルギー量

◎省エネルギー改善率

= (機器導入後の実燃費 - 機器導入前の実燃費) ÷ 機器導入前の実燃費

【外部給電式冷凍・冷蔵システム機器は給電量のエネルギー量も併せて算出】

◎給電量又は消費電力量(kwh)×熱量換算係数(MJ/kwh)×原油換算係数(ℓ/MJ)

③実燃費データを計測した時期

④積載重量・積載率・輸送品目・運行形態

⑤機器装着後のアイドリングストップ回数及び時間(外部給電式の場合は充電時間)等

※機器装着前のアイドリングストップ回数及び時間についても可能な限り記入すること

⑥その他、燃費に影響がありそうな事項がある場合には、当該事項(定性的な記述で構わない)を記入

●データ計測期間は以下のとおりとする。

①事業開始年度(平成26年度)

※平成26年7月～9月において、機器導入前(実働20日間)及び機器導入後(実働20日間)のデータを収集する。

※平成26年11月及び平成27年2月では、各時期において実働7日間のデータを収集する。

②翌年度(平成27年度)

※平成27年5月、平成27年8月、平成27年11月及び平成28年2月の各時期において実働7日間のデータを収集する。

- 検証期間のデータの計測は、燃料を満タンにした状態で計測を開始し、検証の終了時に再度燃料を満タンにするまでの走行距離と燃料使用量を把握すること。
- 新車に機器を装着する場合の機器装着前の実燃費データは、当該新車の車両情報（自動車の種別、用途、車体の形状、燃料の種類）が同一であって、車両総重量の±1,000 kg以内の車両の1ヶ月分のデータを用いること。
- 機器装着前後の運行内容に大幅な変更がある場合は、変更内容を申告すること（必要に応じて、類似する運行データ等を提出）。
- アイドリングストップデータの報告がない場合、補助金の交付を行わない又は補助金の返還を求める場合もあるので、留意すること。

II. 事業の実施

1. スケジュール

時期	申請者・補助事業者	様式・提出書類	参照ページ
平成26年5月末	公表(ホームページ)		
	導入機器の選定		
6月9日～6月27日	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">交付申請</div>	<ul style="list-style-type: none"> * 様式第1 * 様式第1別紙及び別紙2,3 * 補助事業の実施計画 (申請者・車両情報) * 見積書 * 契約書(該当事業者) * 車検証 * 返信用封筒 (住所記入要・切手不要) 	P.15、P.20～22 ※記入時の注意 P.26～34
	郵送にて		
	審 査		
7月上旬	交付決定(郵送にて通知)		P.15
交付決定後	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">事業開始</div>		P.16
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">見積・競争入札</div>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">発 注</div>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">機器納入・検証</div>		
10月中旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">中間報告</div>	<ul style="list-style-type: none"> * 事前確認用(納品書・支払領収書(写)) * 振込口座事前連絡 * 様式第7 * 総括表(機器導入前後) * 機器設置状況写真 	P.16
◆実績データを全て取得、かつ補助対象となる経費の支払いを完了した日	FAXでも可		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">事業完了</div>		
◆事業完了から30日以内、又は平成27年3月2日のいずれか早い日	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">実績報告</div>	<ul style="list-style-type: none"> * 様式第9 * 支払領収証書(写) * 総括表 * 返信用封筒 (住所記入要、切手不要) 	P.17 ※記入時の注意 P.36～41
	郵送にて		
	審 査		
～平成27年3月中旬	補助金の確定		P.17
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">補助金の請求</div>	<ul style="list-style-type: none"> * 精算払い請求書 (様式第13) 	※記入時の注意 P.44～45
	郵送にて		
～3月末	補助金の支払い		P.17
◆データ報告:平成28年3月末	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">取得財産の管理</div>	<ul style="list-style-type: none"> * 実施状況報告書(様式第7) * 総括表 	P.17～18 ※記入時の注意 P.40～43
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">アイドリングストップデータの報告</div>		

2. 公募

1) 公募関連情報の提供について

- 最新の公募関連情報は、PCKKのホームページ(<http://www.pacific.co.jp/>)に逐次掲載するため、あわせて確認すること。

2) 公募期間について

- 平成26年6月9日(月)～平成26年6月27日(金)(提出締切日の消印有効)

※申請書類は、郵送で送付すること。(持参・宅配便等郵送以外は不可)

※平成26年6月8日(日)以前の消印日の書類は無効とする。

※書類受理の問い合わせには応じない。

- 補助金申請の合計額が予算額に達した場合、公募期間内であっても当該日をもって公募を終了する。

3) 交付申請について

- 補助事業者は、PCKKのホームページより補助金交付申請書(様式第1)と様式第1別紙、別紙2及び別紙3をダウンロードし、作成した申請書類をPCKKに郵送すること。
- 補助事業者は、「4.補助事業の開始～完了」以降に記載の交付決定後の取り扱いを考慮し、事業実施の確実性、予算の有効利用の観点から、全体計画をよく検討した上で、申請すること。

3. 審査及び交付決定

1) 審査について

PCKKは、申請事業内容等について、以下の項目に従って審査を行い(必要に応じて申請者へのヒアリングを実施)、採択者を決定する。

- 補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- 補助事業に要する経費は、2社以上の見積りを参考として算定されているものであること。

2) 交付決定について

- 交付決定の結果については、交付規程に従って補助金交付決定通知書(様式第2)で申請者に郵送にて通知する。

4. 補助事業の開始～完了

1) 補助事業の開始について

- ①補助事業者は、事業の実施にあたって、見積依頼を実施し、設備等を導入する発注先を決定すること。
※原則、2社以上の競争・見積り等により決定すること。
※2社以上の見積り依頼については、公募開始後から交付決定前の実施も有効とする
※2社以上の見積りを取っていない場合、又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その理由を明らかにした理由書を作成すること(様式自由)。
- ②発注は交付決定年月日以降に実施すること。

2) 補助事業の計画変更等について

- 交付決定後に代表者の変更、事業者住所の変更、申請者の変更等があった場合、申請者はPCKKに届出を行う必要があることから、申請事項に変更が生じる場合にはPCKKに相談し、指定された様式を速やかに提出すること。
- 補助事業者は、事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合、あらかじめPCKKに報告し、その指示に従うものとする。
- 補助事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにPCKKに連絡すること。

3) 中間検査・中間報告

- PCKKは、事業期間中に中間検査(現地検査を含む)を行うことがある。
- 中間報告としては、検証中の実施状況報告(総括表)の提出とともに、今後提出される補助事業実績報告書の書類確認を円滑に実施するために事前確認として、以下の書類をPCKKに提出すること(提出時期は10月頃を想定しており、交付決定時に詳細を通知する)。
 - ◇ 支払領収証書(写)
 - ◇ 納品書又は請求書
 - ◇ 振込口座事前連絡
 - ◇ 全ての機器設置完了がわかる写真1枚以上及び対象車両とわかる写真1枚以上の計2枚以上(対象車両ごとに提出)

4) 補助事業の完了について

- ①実績データをすべて取得し、かつ補助事業に係る全ての支払いを完了した日を事業完了年月日とする。
- ②支払いは現金払い又は金融機関による振込とすること。(割賦・手形などは不可)

5. 実績報告～補助金の支払い

1) 実績報告及び補助金額の確定について

- ①補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は平成27年3月2日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第9)、支払領収証書(写)、総括表、返信用封筒(住所記入要、切手不要)をPCKKに提出すること(事業完了年月日は最も遅くて3月1日とすること)。
- ②補助金額の申請にあつては、関連会社からの調達分の売上高営業利益率相当分、商社の手数料、機器等の導入に際して発生した振込手数料等は含めないこと。
- ③PCKKは、補助事業実績報告書(様式第9)を受領した後、書類の審査及び必要に応じて現地検査を行い、補助事業実績報告書(様式第9)が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者には補助事業交付金額確定通知書(様式第12)にて速やかに通知する。
- ④申請通りの機器が導入されていない場合、又は適正な補助事業実績報告書(様式第9)の提出が見込まれない場合、補助金の支払いが行われない。

2) 補助金の支払いについて

- ①補助事業者は、補助事業交付金額確定通知書(様式第12)受領後、速やかに補助金精算払請求書(様式第13)をPCKKに提出すること。
- ②PCKKは、補助金精算払請求書(様式第13)の受領後、補助事業者に補助金を交付する。

6. アイドリングストップデータ報告について

補助事業者は、事業の取得データの報告について、平成26年度分については原則として平成27年3月2日までに提出しなければならない。さらに平成27年度分については、原則として平成28年3月末日までに提出しなければならない。

平成27年度分のアイドリングストップデータの提出に際しては、補助事業実施状況報告書(様式第7)で提出すること。

7. 『補助金の支払い』以降

1) 財産等の管理について

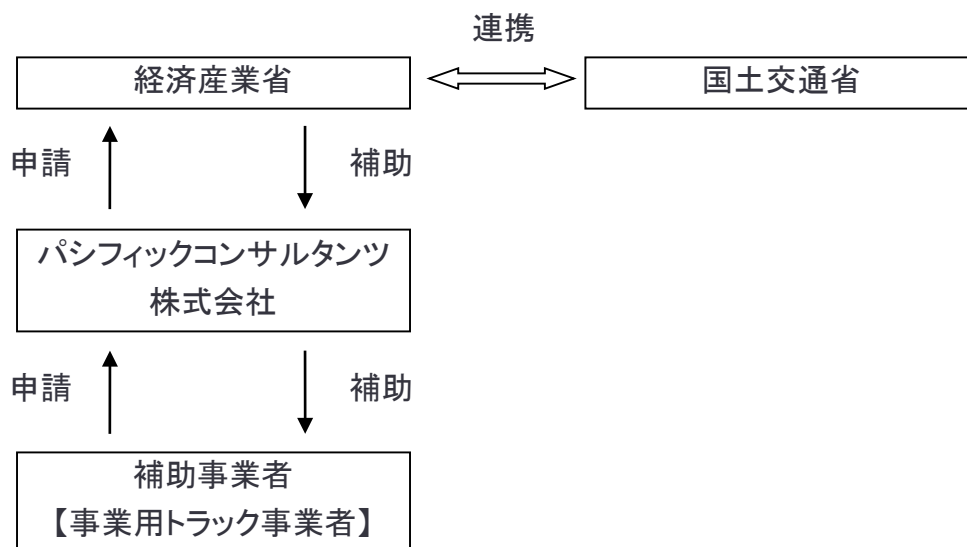
- ①補助事業者は、補助事業により取得した財産(以下、「取得財産等」という。)について、法定耐用年数の間、実施計画書に基づく省エネルギー事業を継続することを前提に、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ②取得財産等(取得価格及び効用の増加価格が50万円以上のものに限る)を制限期間内に処分しようとするときは、予めPCKKの承認を受けなければならない。
- ②交付規程第21条第2項に規定する、取得財産等の処分を制限する期間は5年間とする。

2) 補助金の返還、取消、罰則等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
- 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

8. 事業実施スキーム



III. 申請方法

1. 申請方法

1) 公募要領の内容確認

- PCKKのホームページ(<http://www.pacific.co.jp/>)に掲載される各種補足資料も併せて確認のこと。
- 書類不備の場合は、事業不採択となるので留意すること。

2) 申請書作成

- PCKKのホームページから様式第1と様式第1別紙、別紙2及び別紙3(ワード)をダウンロードし、実施事業の申請書を作成すること。
- 申請の際に記載内容等に不備があった場合には、交付決定が行われないので、十分注意すること。
- 提出する申請書等は全て片面印刷とすること。

3) 書類の郵送

- 「2.提出書類一覧」に則り、必要書類をPCKKに郵送すること。
- 必要書類をPCKKに郵送する際には、返信先を記入した交付決定通知書送付用返信封筒(定型封筒(長形3号))を同封すること(切手不要)。
- 申請者は、PCKKへ提出した書類を、全てコピーして保管しておくこと。

2. 提出書類一覧

No.	提出書類名称	部数	書類様式	備考
1	交付申請書(様式第1)	1	有	
2	交付申請書(様式第1別紙1)	1	有	
3	申請者の役員名簿(様式第1別紙2)	1	有	
4	暴力団排除に関する誓約事項(様式第1別紙3)	1	有	

※書類様式ありのものについては、PCKKのホームページより出力

■ 添付資料

No.	提出書類名称		提出書類 の区分	部数	書類 様式	備考
			事業単位			
添付1	補助事業の 実施計画(申 請者情報)	申請者用	該当	1	有	
		共同申請 者用	該当	1	有	
添付2	補助事業の実施計画(車 両情報)		全	1	有	
添付3	申請者が申請者以外の者 と共同で事業を行おうとす る場合は、当該事業に係 る契約書(案)の写し		該当	1	無	
添付4	補助対象事業要件に該当 する機器の資料(パンフレ ット等)		全	1	無	パンフレットなど機 器の資料を必ず添 付。
添付5	機器の見積書		全	1	無	
添付6	交付決定通知書送付用返 信封筒(定型封筒(長形3 号))		全	1	無	切手不要
添付7	該当車両の自動車検査証		全	1	無	対象車両毎に添付 願います。

※(全):全事業者の提出が必要。(該当):該当する事業者の提出が必要。

3. 申請時の書類提出と締切

申請書類を印刷した後、申請書類一式を以下の締切までに郵送すること。

＜提出締切＞平成26年6月27日(金)(提出締切日の消印有効)

- ※ 申請書類は、郵送で送付すること(持参・宅配便等の郵送以外の手段による提出は不可)
- ※ 郵送宛先には略称「PCKK」は使用しないこと。
- ※ 平成26年6月9日(月)の消印から有効とする。
- ※ 申請書類は返却しないので、必ず写しを控えておくこと。

＜提出先・お問い合わせ窓口＞

パシフィックコンサルタンツ株式会社 省エネルギー型陸上輸送実証事業係

■住所 〒163-6018 東京都新宿区西新宿6丁目8番地1号

※郵送時は、必ず以下を明記すること。

「革新的省エネ機器 交付申請書在中」

■TEL 03-5339-7411 ■FAX 03-5339-7412

■E-mail truck_hojokin@ss.pacific.co.jp

■ホームページ <http://www.pacific.co.jp/>

IV. 申請書類等の様式・入力時の注意

1. 補助金交付申請書等様式・記入時の注意

- 補助金交付申請書等(以下「申請書等」という。)への記入等にあたっては、次の事項に注意して記入のこと。

1) 申請書等様式例について

- 様式はPCKKのホームページ(<http://www.pacific.co.jp/>)からダウンロードした様式(PDF 又はワード)を基に作成すること。
- 申請の際に記載内容等に不備があった場合には、交付決定が行われないことがあるので、十分注意すること。
- 提出する申請書は全て片面印刷とすること。

2) 申請書等への記入について

- 全て、黒色インクで記入すること
- 申請書等の右上端に記載されている「第 号」について
 - 「第 号」には社内決済番号を記入のこと。ただし、社内決済番号を付さない申請者については「第 号」の記入は不要です。
- 申請者の住所、氏名、代表者等について
 - 住所: 申請者の住所を記入すること。
 - 氏名: 法人にあつては法人名称と代表者名を記入すること。略称ではなく、正式名称を記入すること。
 - 代表者名: 役職名称及び氏名を含めて正確に記入すること。
 - 申請書等に押印する印は、登録されている印であること(実印)。
 - 申請書等への記入に当たっては、楷書を用い分かりやすい字で記入すること。
- 申請時などの記入例を次ページに示す。

2. 補助金交付申請書(様式第1)

(様式第1)

① 第 号
平成26年 〇月 〇日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
常務取締役本社長 伊藤 重文 殿

② 申請者 住所 東京都新宿区西新宿〇-〇-〇
氏名 〇〇自動車株式会社
代表取締役社長 トラック 太郎 (印)

③ 平成26年度省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型トラック運送に係る革新的省エネルギー機器の実証事業))補助金交付申請書

省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型トラック運送に係る革新的省エネルギー機器の実証事業))交付規程第4条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

記

- ④ 1. 補助事業の名称 〇〇自動車株式会社の省エネルギー型トラック運送に係る革新的省エネルギー機器の実証事業
- ⑤ 2. 補助事業の実施計画 別紙参照
3. 補助金交付申請額
(1) 補助事業に要する経費 41,000,000 円
(2) 補助対象経費 41,000,000 円
4. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分(別紙)
- ⑥ 5. 補助事業の開始及び完了予定日
(1) 開始年月日 平成 26年 8月 〇日
(2) 完了予定年月日 平成 27年 2月 20日

(注) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

- ⑦ (1) 申請者が申請者以外の者と共同して補助事業を行おうとする場合にあっては、当該事業に係る契約書の写し
(2) その他PCKKが指示する書面
(3) 交付決定通知書送付用返信封筒(定型封筒(長形3号))に返信先を記入、切手は不要)

補助金交付申請書（様式第1）記入時の注意

- ① 「第 号」へは、社内決済番号等を記入する際に使用。
※例) 稟議書などを作成した、稟議番号、経理上の通し番号を指す。
「日付」は、書類の作成日を記入。
- ② 上から申請者の住所・氏名(氏名は法人にあっては、法人名と代表者名)を記入。押印は実印によること
※②の内容については、交付決定後の書類においても全て同様に記入すること。
- ③ 補助事業実施年度を記入。
- ④ 1. 補助事業の名称を記入する。
例えば補助事業者の会社名に、
「省エネルギー型トラック運送に係る革新的省エネルギー機器の実証事業」
を加え補助事業の名称とするなど。
- ⑤ 2. 「別紙参照」と記入。
3. (1) 当該事業において要するすべての経費。
(2) 「補助対象経費の範囲」一覧に示されている品目のみを指す。
※いずれも消費税を含まない金額を記入する。
4. 補助金交付申請(様式第1)別紙により報告。
- ⑥ (1) 補助事業の交付決定年月日(予定)以降で事業を実施した日を開始とする。
(2) 実績データを取得し、かつ当該事業に要する経費の支払いが完了する予定日を記入。

※平成26年度の補助事業スケジュールはP.14の1.スケジュールを参照のこと。
- ⑥ 添付書類についてはP.21の2.提出書類一覧「添付資料」を参照のこと。

3. 補助金交付申請書(様式第1) - 別紙

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

① (単位：円)

補助対象 経費の区分	A.補助事業に 要する経費	B.補助対象経費	C.補助率 (参考値)	D.補助金交付 申請額 (参考値)
設計費	5,000,000	5,000,000	1/2以内	2,500,000
設備費	30,000,000	30,000,000	1/2以内	15,000,000
工事費	6,000,000	6,000,000	1/2以内	3,000,000
合計	41,000,000	41,000,000		20,500,000

②【本交付申請書に係る質問等連絡先及び担当者名】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-MAIL
経理部 部長	鈴木 花子	(電話) 00-0000-0000 (FAX) 00-0000-0000 (000000@00.00.00)

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

補助金交付申請書（様式第1）－別紙 記入時の注意

- ① ● 設計費…補助事業の実施に必要な機器装置の設計にかかる経費（ただし、消費税及び地方消費税は含まない）
- 設備費…補助事業の実施に必要な機器装置の購入と、その機器の据付にかかる経費（ただし、消費税及び地方消費税は含まない）
- 工事費…補助事業の実施に必要な機器装置の工事にかかる経費（ただし、消費税及び地方消費税は含まない）
- A. 当該事業に要する経費を記入。見積書に補助対象経費以外の経費が含まれている場合には、その金額を記入すること。（消費税を含まず）
- B. 補助対象経費のみを記入すること。（消費税を含まず）
- C. 1/2 以内。（1円未満切捨て）
- D. B.の補助対象経費の 1/2 以内の金額を記入。
- ② 執行団体から申請内容の確認をする際の担当者を記入。

4. 補助金交付申請書(様式第1) - 別紙2

(別紙2)

法人にあつては役員名簿、個人事業者にあつては申請者情報を記載すること。

平成26年 ○月 ○日

役員名簿(記載例)

氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
トラック タロウ	トラック 太郎	S	30	3	4	M	〇〇自動車株式会社	代表取締役社長
トウホク イチロウ	東北 一郎	S	40	1	1	M	〇〇自動車株式会社	常務取締役
カンサイ ハナコ	関西 花子	S	45	12	24	F	〇〇自動車株式会社	取締役営業本部長

申請者情報(記載例)

氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日				性別
		和暦	年	月	日	
トラック タロウ	トラック 太郎	S	30	3	4	M

(注) 役員名簿については、氏名カナ(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角)、性別(全角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。(上記記載例参照)。

また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

5. 補助金交付申請書（様式第1）－別紙3

（別紙3）

下記記載の「暴力団排除に関する誓約事項」について熟読し、理解の上、これに同意します。

①

平成〇〇年 〇月 〇日

② 申請者 住所 〒000-0000 東京都新宿区西新宿〇-〇-〇

氏名 〇〇自動車株式会社 代表取締役社長 トラック太郎 印

※氏名は法人においては法人名称と代表者名の両方を記載すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

補助金交付申請書（様式第1）別紙3 記入時の注意

- ① 年 月 日：書類の作成日を記入する。
- ② 申請者住所：会社所在地
氏 名：会社名（法人の場合）と代表者名
※個人事業主である場合は代表者名のみで可
印：正式な書類、契約書などに押印している会社の実印

6. 補助事業の実施計画書

補助事業の実施計画（申請者情報）（添付1）

申請者情報				
申請者	会社（本社） の所在地	(〒000-0000) 東京都新宿区西新宿〇-〇-〇		
	会社の名称	ふりがな 〇〇じどうしゃ かぶしきがいしゃ 〇〇自動車株式会社		
	以下のイ～ニの該当する項目に○を付ける			
	<input type="radio"/>	イ	貨物自動車運送事業者（①一般貨物自動車運送事業者）	
	<input type="radio"/>	イ	貨物自動車運送事業者（②特定貨物自動車運送事業者）	
	<input type="radio"/>	イ	貨物自動車運送事業者（③貨物軽自動車運送事業者）	
	<input type="radio"/>	ロ	第二種貨物利用運送事業者	
	<input type="radio"/>	ハ	イ、ロ以外のエネルギーの使用の合理化に関する法律第52条第1項に規定する貨物輸送事業者	
	<input type="radio"/>	ニ	リース事業者	
			事業全体	申請者の導入台数
革新的省エネ機器 を導入する車両数	太陽光アイドリングストップシステム機器	3 台	2 台	
	外部給電式冷蔵・冷凍システム機器	1 台	0 台	

(注)

共同で申請する場合は、代表者が作成すること。

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

補助事業の実施計画（共同申請者情報）（添付1）

		共同申請者番号		
共同申請者情報				
共同 申請者	会社（本社） の所在地	(〒000-0000) 東京都××区〇〇町△番地		
	会社の名称	ふりがな △△うんそう かぶしきがいしゃ △△運送株式会社		
	以下のイ～ニの該当する項目に○を付ける			
	<input type="checkbox"/>	イ	貨物自動車運送事業者（①一般貨物自動車運送事業者）	
	<input type="checkbox"/>	イ	貨物自動車運送事業者（②特定貨物自動車運送事業者）	
	<input type="checkbox"/>	イ	貨物自動車運送事業者（③貨物軽自動車運送事業者）	
	<input type="checkbox"/>	ロ	第二種貨物利用運送事業者	
	<input type="checkbox"/>	ハ	イ、ロ以外のエネルギーの使用の合理化に関する法律第5 2条第1項に規定する貨物輸送事業者	
	<input checked="" type="checkbox"/>	ニ	リース事業者	
	担当者	所属・役職	〇〇〇〇〇	氏名
TEL		00-0000-0000	FAX	00-0000-0000
Eメール		〇〇〇〇〇@〇〇〇.〇〇.〇〇		
住所		(〒000-0000) 東京都△△区××町□番地		
革新的省エネ機器を導入する 車両数 (当該共同申請者の車両)	太陽光アイドリングストップシステム機器			1台
	外部給電式冷蔵・冷凍システム機器			1台

(注)

共同申請者が複数の場合、共同申請者毎に作成すること。また、共同申請者毎に番号を付すこと。

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

補助事業の実施計画(車両情報)(添付2)

導入する機器の名称	〇〇機器
-----------	------

車両情報			
登録番号	〇〇〇999〇9999	初度登録年月	平成〇年〇月
自動車の種別	〇〇	用途	貨物
車体形状	〇〇	車名	〇〇〇
最大積載量	10,000 kg	車両総重量	10,000 kg
車台番号	〇〇99〇9-9999999	型式	〇〇-〇99〇9
燃料の種類	軽油		
所有者の氏名又は名称	〇〇運送株式会社		
使用者の氏名又は名称	〇〇運送株式会社		

機器装着前1ヶ月間の燃費データの計測期間(予定) ※データを有している場合は、提出予定のデータの計測期間を①に記入すること。 無い場合は、計測期間(予定)を②に記入すること。	①		~	
	②	平成〇〇年 〇月〇日	~	平成〇〇年 〇月〇日

機器装着後1ヶ月間の燃費データの計測期間(予定)	平成〇〇年 〇月〇日	~	平成〇〇年 〇月〇日
--------------------------	---------------	---	---------------

(注)

1. 機器を新車に装着する場合は装着予定の車両情報、既存車に装着する場合は当該車両情報を記入し、自動車検査証を添付すること
(備考) 用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

7. 補助事業実績報告書(様式第9)

(様式第9)

① 第 号
平成26年 〇月 〇日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
常務取締役本社長 伊藤 重文 殿

② 補助事業者 住所 東京都新宿区西新宿〇-〇-〇
氏名 〇〇自動車株式会社
代表取締役社長 トラック太郎 (印)

平成26年度省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型トラック運送に係る革新的省エネルギー機器の実証事業))補助事業実績報告書

- ③ 平成〇〇年〇月〇日付け第1234号をもって交付決定のあった経済産業省からの省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業が完了しましたので、省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型トラック運送に係る革新的省エネルギー機器の実証事業))交付規程第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- ④ 1. 実施した補助事業
(1) 補助事業の名称 〇〇自動車株式会社の省エネルギー型トラック運送に係る革新的省エネルギー機器の実証事業
(2) 補助事業の報告 実施状況報告による(総括表)

- ⑤ 2. 補助金の交付決定番号、交付決定年月日及び交付決定額
(1) 交付決定番号 第1234号
(2) 交付決定年月日 平成26年 〇月 〇日
(3) 補助金の交付決定額 金 20,500,000円

- ⑥ 3. 補助対象事業実施金額及び事業完了年月日
(1) 補助対象事業実施金額 金41,000,000円
(2) 事業完了年月日 平成27年 〇月 〇日

4. 補助事業の収支決算
別紙収支明細表のとおり。

- ⑦ (注) 報告書には、次の書面等を添付すること。
(1) 支払領収証書(写し)
(2) 額の確定通知書送付用返信封筒(定型封筒(長形3号)に返信先を記入、切手は不要)
(3) その他PCKKが指示する書面等

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

【本補助事業実績報告に係る連絡先】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-MAIL
経理部 部長	鈴木 花子	(電話) 00-0000-0000 (FAX) 00-0000-0000 (〇〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇)

補助事業実績報告書（様式第9） 記入時の注意

- ① 様式第1と同様に記入。
 - ② 住所
会社名
代表者名
実印
- 補助金交付申請書(様式第1)と同様に記入、押印。
- ③ 交付決定通知(様式第2)に記載された交付決定年月日および交付決定番号を記入。
注意 交付決定通知は必ず保管すること。
 - ④ 様式第1と同様に記入。
 - ⑤ (1)、(2)、(3)それぞれ交付決定通知の内容を記入。
 - ⑥ (1)領収書の金額を記入。(消費税含まず)
(2)データの計測、支払いが完了した年月日を記入。
 - ⑦ (注)添付書類について
A) 支払領収書…各業者で発行の支払領収書であれば書式は不問。
※ただし以下のことに注意
 - あて先には申請者名を記載のこと。
 - 日付を明記のこと。
 - 販売業者名、印があること。
 - 但し書きには名称型式、品番、消費税額が記載されていること。
 - 納品書、または請求書を添付すること。
B) 検証内容、データを記入したPCKKが別に定める
実施状況報告(総括表)を添付のこと。
 - ⑧ 執行団体から申請内容の確認をする際の担当者を記入。

8. 補助事業実績報告書(様式第9) - 別紙

(別紙)

収支明細票

(単位:円)

交付決定額 及び 決算額 補助対象 経費の区分	交付決定額					
	A. 交付決定額		B. 流用増減額		C. 流用後交付決定額	
	補助対象 経費	補助金 の額	補助対象 経費	補助金 の額	補助対象 経費	補助金 の額
①金額に変更がある例						
設計費	5,000,000	2,500,000	▲3,000,000	▲1,500,000	2,000,000	1,000,000
設備費	30,000,000	15,000,000	3,000,000	1,500,000	33,000,000	16,500,000
工事費	6,000,000	3,000,000	0	0	6,000,000	3,000,000
②金額に変更がない例						
設計費	5,000,000	2,500,000	0	0	5,000,000	2,500,000
設備費	30,000,000	15,000,000	0	0	30,000,000	15,000,000
工事費	6,000,000	3,000,000	0	0	6,000,000	3,000,000
①合計	41,000,000	20,500,000	0	0	41,000,000	20,500,000
②合計	41,000,000	20,500,000	0	0	41,000,000	20,500,000

(単位:円)

決算額					差引	備考
収入	D. 支出					
補助金の 収入額	E. 補助対象経 費の実績額	F. 補助対象 経費	G. 補助率	H. 補助金の額		
① 0	① 2,500,000	① 2,500,000		① 1,250,000		
0	32,000,000	32,000,000	1/2	16,000,000		
0	5,500,000	5,500,000		2,750,000		
② 0	② 5,000,000	② 5,000,000		② 2,500,000		
0	30,000,000	30,000,000	1/2	15,000,000		
0	6,000,000	6,000,000		3,000,000		
①0	①40,000,000	①40,000,000	1/2	①20,000,000		
②0	②41,000,000	②41,000,000		②20,500,000		

補助事業実績報告書（様式第9）－別紙 記入時の注意**①金額に変更がある例**

（交付決定後に台数や機器の変更等により金額に変更が生じた場合）

- A. 交付決定通知(様式第2)に記載された金額を記入。
- B. 交付決定額と流用後交付決定額の差額を記入。
- C. 流用後の金額を記入。
 - 補助対象経費…申請を流用(変更)する金額を記入。
 - 補助金の額…流用後交付決定額の補助対象経費の1/2 の額を記入。
- D. 実績…実際にかかった経費を記入。
- E. 実際の金額(実績額)を記入。
- F. 実績額と同額を記入
- G. 補助率1/2と記入。
- H. 補助対象経費の1/2の額を記入。(1円未満切捨て)

②金額に変更がない例

※変更がない場合も、左記の記入例を参照すること。

- 台数の変更がある場合あらかじめPCKKにこの旨を報告し、所定の様式により変更の申請を提出し、PCKKの承認を得ること。

9. 実施状況報告(総括表)

実施状況報告(総括表) ① ※赤枠内のみ入力してください。その他欄は自動計算されます。

補助事業者名: ○○○○自動車株式会社 交付番号 1234

燃費に影響がありそうな事項(燃費向上にかかわる事項、燃費悪化に関わる事項を記入してください)

燃費に影響がありそうな事項があった場合はこの欄に記載

日付	車両情報 ②							実燃費データ ③						エネルギー量(原油換算値) ④				省エネルギー量 ⑤		省エネルギー改善率 ⑥
	登録番号	車台番号	最大積載量	車両総重量	車体の形状	燃料の種類	EMS機器装着の有無	機器装着前			機器装着後			機器装着前		機器装着後		原油換算値(ℓ)	走行距離1kmあたり(ℓ/km)	
								走行距離(km)	燃料使用量(ℓ)	実燃費(km/ℓ)	走行距離(km)	燃料使用量(ℓ)	実燃費(km/ℓ)	原油換算値(ℓ)	走行距離1kmあたり(ℓ/km)	原油換算値(ℓ)	走行距離1kmあたり(ℓ/km)			
8/1								1000	250	4.00	950	220	4.32	246.39	0.25	216.82	0.23			
8/1								500	84	5.95	500	80	6.25	82.79	0.17	78.84	0.16			
8/2								2000	400	5.00	2500	445	5.62	394.22	0.20	438.57	0.18			

検証期間 ⑧ 平成○年○月○日 ~ 平成○年○月○日 平成○年○月○日 ~ 平成○年○月○日

輸送状況(装着前)					輸送状況(装着後)					アイドリングストップデータ ⑨			
積載率	積載重量(推計値)	主な輸送品目	運行形態		積載率	積載重量(推計値)	主な輸送品目	運行形態		装着前		装着後	
										回数	時間	回数	時間
~					~								
~					~								
~					~								

※日々のデータを記録すること。

※燃料使用量は、給油した日に記録すること。

※給油した日によっては、「運行開始から給油するまで」と「給油終了後から運行終了まで」に分けて記録すること。

実施状況報告（総括表） 記入時の注意

- ① 事業場の名称を記入。
- ② 申請した車両情報を記入。

【算出方法】

- ③ 実燃費データ⇒実燃費(km/ℓ)…走行距離÷燃料使用量
- ④ 原油換算値⇒原油換算値(ℓ)…燃料使用量(ℓ)×単位発熱量(GJ/kℓ)×0.0258(kℓ/GJ)

*1 単位発熱量の係数は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則別表第一に記載されている最新の係数を使用すること。

※単位発熱量の係数 = 38.2(GJ/原油1kℓ)

*2 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第4条の規定どおり、発熱量1,000万KJ(10GJ)を原油0.258Kℓとして換算する。

- ⑤ 省エネルギー量…装着前のエネルギー量 - 装着後のエネルギー量
 - ⑥ 省エネルギー改善率…(装着後の実燃費-装着前の実燃費)÷装着前の実燃費
 - ⑦ 輸送状況(装着前後のデータを記入)
 - 積載率…「10～30%」、「31～50%」、「51～70%」、「71%以上」のいずれかを記入すること。
 - 積載重量(推計値)…最大積載量×積載率
 - 運行形態…「幹線輸送」、「集配輸送」、「2地点間輸送」、「その他」のいずれかを記入すること。
- ※「**幹線輸送**」とは、主に高速道路を走行して行う長距離輸送をいう。
「**集配輸送**」とは、複数の地点を巡回して行う輸送をいう。
「**2地点間輸送**」とは、2地点間のみの輸送をいう(幹線輸送を除く)。
「**その他**」とは、上記以外の運行形態をいう。(その他の場合は具体的な運行形態を記載すること。)
- ⑧ 機器装着前、装着後、それぞれの検証期間の日付を記入。
 - ⑨ 装着前と装着後のアイドリングストップデータの回数及び時間を記入。
 - ⑩ データを取得した日付を記入。(日別に計測)

注1 燃料使用量は、ガソリン・軽油であれば「ℓ」、天然ガスであれば「m³」を単位とすること。

注2 小数点以下の端数についてはそのまま保持することとし、表示を小数点第2位まで(小数点第3位を四捨五入)とすること。

10. 補助事業実施状況報告書(様式第7)

(様式第7)

① 第 号
平成〇〇年 〇月 〇日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
常務取締役本社長 伊藤 重文 殿

② 補助事業者 住所 東京都新宿区西新宿〇-〇-〇
氏名 〇〇自動車株式会社
代表取締役社長 トラック 太郎 印

平成26年度省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型トラック運送に係る革新的省エネルギー機器の実証事業))補助事業実施状況報告書

③ 平成〇〇年〇月〇日付け第1234号をもって交付決定のあった経済産業省からの省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業の実施状況について、省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型トラック運送に係る革新的省エネルギー機器の実証事業))交付規程第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- ④ 1. 補助事業の名称 〇〇自動車株式会社省エネルギー型トラック運送に係る革新的省エネルギー機器の実証事業
- ⑤ 2. 補助事業の実施状況の概要
例) 革新的省エネルギー機器を装着し、その前後のデータを計測し、省エネルギー改善を図る
- ⑥ 3. 検証結果
(1) 検証方法 〇〇機器装着後のアイドリングストップデータの計測
(2) 検証期間
平成 〇〇年 〇月 〇日 ~ 平成 〇〇年 〇月 〇日
(3) 検証内容、データ 実施状況報告(総括表)にて記入

- (備考) 1. 用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。
2. 表等を横位置に記入するときは、表等の右側を上にする事。
3. 説明上必要な資料を適宜添付すること。
4. 検証内容、データについてはPCKKが別に定める実施状況報告(総括表)に記載して添付すること。

補助事業実施状況報告書（様式第7） 記入時の注意

- ①、② 補助金交付申請書（様式第1）と同様に記入
- ③ 補助金交付決定通知書の内容を記入。
- ④ 補助金交付申請書（様式第1）と同様に記入。
- ⑤ 補助事業の実施状況の概要
補助事業実施報告書（様式第7）で報告することとなった過程を記入。
例）革新的省エネルギー機器を装着し、その前後のデータを計測し、省エネルギー改善を図る。
- ⑥ (1) 検証方法
〇〇機器装着前後のアイドリングストップデータの計測。

(2) 検証期間
P.I0～P.IIのデータ計測期間を参照のこと。
※事業開始後の7月～9月のデータ(中間報告)及び、3月1日までにとりきれなかったデータに関しても、補助事業実施報告書（様式第7）と実施状況報告（総括表）にて報告。

(3) 検証内容、データ
実施状況報告（総括表）にて記入。
※補助事業実施報告書（様式第7）の提出においては左記の文中にもあるように、総括表とあわせて提出すること。（四半期毎のデータ提出の際も同様）

11. 補助金精算払請求書(様式第13)

(様式第13)

①

第 号
平成27年 〇月 〇日パシフィックコンサルタンツ株式会社
常務取締役本社長 伊藤 重文 殿

②

補助事業者 住所 東京都新宿区西新宿〇-〇-〇
氏名 〇〇自動車株式会社
代表取締役社長 トラック 太郎 印

平成26年度省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型トラック運送に係る革新的省エネルギー機器の実証事業))補助金精算払請求書

- ③ 平成27年〇月〇日付け第1234号をもって交付決定のあった経済産業省からの省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金の精算払を受けたいので、省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業(省エネルギー型トラック運送に係る革新的省エネルギー機器の実証事業))交付規程第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

④

1. 補助事業の名称 〇〇自動車株式会社の省エネルギー型トラック運送に係る
革新的省エネルギー機器の実証事業

⑤

2. 補助金の額の確定番号及び確定年月日
額の確定番号 第 1234号
確定年月日 平成 27年 〇月 〇日
3. 精算払請求金額(算用数字を使用すること。)
金 20,500,000円

4. 振込先

⑥

金融機関名	〇〇銀行	支店名	△△支店
預金の種別	普通当座	(フリガナ)	〇〇ジドウシャ(カ) トラック太郎
口座番号	0000000	預金の名義	〇〇自動車株 トラック太郎

(注) 金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義(フリガナ)は間違いのないよう記入すること

【本精算払請求に係る連絡先】

⑦

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-MAIL
経理部 部長	鈴木 花子	(電話) 00-0000-0000 (FAX) 00-0000-0000 (〇〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇)

補助金精算払請求書（様式第13） 記入時の注意

- ①、② 補助金交付申請書（様式第1）と同様に記入。
- ③ 補助金交付決定通知書（様式第2）の内容を記入。
- ④ 補助金交付申請書（様式第1）と同様に記入。
- ⑤ PCKKより送付される補助事業交付金額確定通知書（様式第12）より記入。
- ⑥ 金融機関名・支店名などは通帳等確認の上、下記を参照し正確に明記のこと。
 - 金融機関によっては「支店」という呼称でない場合があるため、不明な場合は金融機関、インターネット等で確認のこと。
 - 預金の種別は、いずれかに○を明記のこと。
 - 口座番号、預金名義は正確に記入のこと。
- ⑦ 執行団体から申請内容の確認をする際の担当者を記入。